	1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																							
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																							
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの																							
190120.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		22.9%	20.8%	18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
190120.112	― その他のもの		X	S																				
	B その他のもの																							
190120.116	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R18		24.6%	24.2%	23.8%	23.3%	22.9%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%	22.5%
190120.117	― その他のもの		X	S																				
	(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																							